

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 598

平成23年 1月17日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

「本は本屋」で買いたい33%
お得なポイント制度導入の動き

昨年が「電子書籍元年」なら11年は普及年という。毎日新聞の読書世論調査では、電子書籍は「書店に行かず本を買えるから」の肯定派が34%。否定派は33%と、きつ抗している。しかし肯定派でも「紙の本は止めないで」と望む人は22%もいた。やはり本は本屋で買うもの…というわけで、本屋はポイント制度を導入し、電子書籍に対抗する。これは再販制度(値引きしない)という出版業界の長年の商慣習を打ち破った大転換で、読書好きは歓迎する。ただし、中小書店は苦しい選択にさらされている。

5年前、再販制度打破へのろしを上げたのは三省堂(東京都)。業界団体、公取委も巻き込む大論争の末、条件付きながら容認の方向へ動いた。高額本や子どもの参考書、辞書、まとめ買いなどの購入にはお得感がある。

現在導入している主な書店はTSUTAYA、紀伊国屋書店、ブックオフなど大手の他、取次経路の違う鉄道各社書店や書籍類を扱う家電量販店も始めていた。異色は西武デパートで、ポイントカード「クラブオン」が利用でき、商品券でキャッシュバックされる。三省堂、TSUTAYA、紀伊国屋は独自のクレジットカードを作ればポイントが割り増しになる。ただし、読書ファンには知的好奇心や充足感は価格では測れない要素もあり、安価に走る風潮は邪道であろう。再販制度の趣旨は「出版文化の死守」であったはずだが、出版界も現状に安住しては文化の灯火は消える。

所得控除は245万円の上限を設定
高額収入の法人役員はさらに縮減

2011年度税制改正においては、給与所得控除や退職所得課税、扶養控除など個人所得課税が大幅に見直される。

給与所得控除には上限が設定され、その年中の給与収入が1,500万円を超える場合の控除額は245万円を頭打ちとなる。また、給与収入4,000万円を超える高額な法人役員等の場合は、控除額の2分の1を上限とし、2,000万円から4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減する。

具体的には①給与収入が2,000万円超2,500万円以下の場合には245万円から2,000万円を超える部分の12%相当額を控除した金額、②給与収入が2,500万円超3,500万円以下の場合には185万円、③給与収入が3,500万円超4,000万円以下の場合には185万円から3,500万円を超える部分の12%相当額を控除した金額とされる。役員等には、国会議員や地方議会議員、国家公務員、地方公務員も含まれる。

退職所得課税については、勤続年数5年以下の法人役員に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。

そのほか、23~69歳の親族を適用対象とする成年者扶養控除は、年収が568万円(所得400万円)以上の納税者は適用を廃止する。ただし、障害者や65歳以上の高齢者、学生については引き続き扶養控除の対象とする。

上記の改正は、2012年分以後の所得税について適用する。

今週のキーワード

再販制度

メーカー(出版社)が小売業者(書店)の値段変更(値引き)を認めず販売させること。正式名は再販価格維持。商品の生産者または供給者が卸・小売業者に対し商品の販売価格を指示し遵守させる行為。書籍・雑誌・新聞・音楽CD・音楽テープ・レコードの6品目は、著作権保護の観点から再販制度に指定。古本や中古CD等の安売りは、価格保持期限が過ぎた商品。大学生協も対象外。書籍出版物は1953年に独占禁止法改正で生まれたが、時代に逆行との批判は絶えない。